

市有建築物の維持修繕工事等における
収賄事件に係る調査報告書

平成 2 2 年 1 0 月
都市計画局収賄容疑事件対策委員会

目次

はじめに	・・・・・・・・ P 3
第1 事実関係の調査	・・・・・・・・ P 4
1 刑事事件関係	
2 委員会としての調査	
第2 判明した事実関係等	・・・・・・・・ P 10
1 事件の全体像	
2 事件が起こった工事に関する事務の流れについて	
3 元職員が行った行為	
第3 問題点の分析	・・・・・・・・ P 16
1 収賄に至る業者との不適切な関係	
2 市工事分における情報漏えい	
3 市工事分における下請推奨	
4 公社工事分における下請推奨	
第4 再発防止の取組等	・・・・・・・・ P 22
1 公務員倫理の徹底	
2 情報漏えい等への対応	
3 下請推奨の防止	
4 関係職員に対する処分	
第5 公益通報	・・・・・・・・ P 27
1 経過	
2 問題点	
3 通報処理に関して講じた措置等	
おわりに	・・・・・・・・ P 29

- ・都市計画局収賄容疑事件対策委員会構成員一覧
- ・(参考資料)
 - 市有建築物の維持修繕工事に関し，金銭授受があった工事
 - 市営住宅の維持修繕工事に関し，金銭授受があった工事

はじめに

本件事件は、元京都市都市計画局公共建築部整備支援課統括主任****（以下「元職員」という。）が、公共工事に関係する業者に対して便宜を図り、その見返りとして現金を収受していたものである。

市民の奉仕者であるべき市職員が、自らの立場を利用して、特定業者の利益を図り、その見返りとして現金を受け取っていたことは言語道断であり、職の公正性を甚だしく損なわせ、市政に対する市民の信頼を著しく失墜させたものであり、本市に与えた影響は図りしれない。

都市計画局では、平成 14 年度に都市計画局所管工事に係る収賄事件が発覚し、再発防止を強く決意し、取組を進めてきたところであるが、再び公共工事を舞台としてこのような行為がなされたことを重く受け止め、元職員の逮捕直後に局内の関係部課長級職員による調査委員会を立ち上げ、警察の捜査に協力するとともに、独自に事案の解明に向けて取り組んできた。

また、元職員の起訴を受け、当該調査委員会を、再発防止策と職員の服務規律の確立を図ることを目的とした都市計画局収賄容疑事件対策委員会（以下「委員会」という。）に改め、行財政局及び京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）とも連携を取りながら、平成 14 年の収賄事件を踏まえて講じた措置についても検証を行うとともに、引き続き事案の全容解明と、再発防止に向けて取り組んできた。

この報告書は、委員会の調査により把握した事件の事実関係を踏まえ、その問題点の分析と再発防止策を取りまとめたものである。

第 1 事実関係の調査

委員会では、元職員の逮捕を受けて、警察及び検察の捜査並びに刑事事件の公判の状況を把握するとともに、関係者への聞き取り調査及び関係資料の精査を実施してきた。

1 刑事事件関係

元職員は、警察及び検察の捜査を経て、収賄罪の容疑で起訴された。

元職員は、公判において、事実関係を認め、懲役 2 年 6 箇月、執行猶予 3 年及び追徴金 113 万 5,000 円の有罪判決が言い渡され、確定している。

刑事裁判で明らかになった事実関係は、次のとおりである。

(1) 市有建築物の維持修繕工事（以下「市工事分」という。）に係る収賄事件（平成 22 年 3 月 29 日付け起訴内容）

元職員は、市有建築物の修繕に関する工事につき、株式会社パワーラッシュ（平成 20 年 5 月 15 日以前は有限会社パワーラッシュ。以下「パワー」という。）代表取締役****（以下「**」という。）に対して、外壁補修工事部分について請負代金の増額を伴う設計変更が予定されていることなど、非公開の工事情報を教示したことに対する謝礼及び今後同様の有利な取り計らいを受けたい趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成 19 年 11 月 16 日ごろから平成 20 年 8 月 25 日ごろまでの 3 回にわたり、京都府京田辺市所在の会社事務所等において、**から現金合計 50 万円の賄賂を収受した。

(2) 市営住宅の維持修繕工事（以下「公社工事分」という。）に係る収賄事件（平成 22 年 5 月 1 日付け追起訴内容）

公社が発注した京都市市営住宅の防火戸（※）修繕工事を施工する業者に対し、酒井工作所の名称で事業を営む****（以下「**」という。）を下請業者として推奨するなどして、**が同工事を下請受注できるよう有利便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成 18 年 9 月 12 日ごろ、京都市西京区大枝北福西町にある洛西北福西市営住宅 32 棟周辺において、**から現金 63 万 5,000 円の賄賂を収受した。

※ 中高層住棟の各階のエレベーターホールと廊下及び階段室との間を区画する防火戸で、常時は開放されており、火災時等に自動的に閉鎖される。

＊ 刑事事件の経過（元職員の逮捕から判決まで）

平成 22 年 2 月 24 日	＊＊から 20 万円の収賄容疑で逮捕
3 月 17 日	新たに＊＊から 50 万円の収賄容疑で逮捕
3 月 29 日	同容疑で起訴
4 月 10 日	＊＊から約 60 万円の収賄容疑で逮捕
5 月 1 日	同容疑で追起訴
5 月 25 日	第 1 回公判
6 月 29 日	第 2 回公判
7 月 13 日	第 3 回公判
	判決 懲役 2 年 6 箇月，執行猶予 3 年， 追徴金 113 万 5 千円
7 月 27 日	判決確定

＊ ＊＊については、贈賄罪により、平成 22 年 6 月 25 日に京都地方裁判所において、懲役 1 年 6 箇月，執行猶予 3 年の判決が言い渡され、確定している。

＊ ＊＊については、贈賄罪の公訴時効期間（3 年）を経過しており、起訴はされていない。

2 委員会としての調査

(1) 調査内容

委員会として、警察及び検察の捜査と並行して次のとおり事実関係の調査を行った。

ア 元職員からの聴取

起訴後警察の許可が得られた 4 月 1 日以降 7 回にわたって、元職員から事情を聴取した。

主な聴取事項は、元職員が行った行為の詳細、贈賄側業者との関係を持った経緯及び他の職員の関与の有無である。

イ 贈賄側業者からの聴取

＊ ＊ 及び ＊ ＊ から，元職員に下請推奨等を依頼した経緯等を聴取した。

主な聴取事項は，元職員と関係を持った経緯，下請推奨や情報漏えいの状況及び他の職員の関与の有無である。

ウ 元請業者からの聴取

次の元請業者 39 社に対する聞き取り調査を実施した。

主な聴取事項は，下請業者の選定経過やその際の元職員の関与の有無及び他の職員の関与の有無である。

(ア) 本市における外壁改修を含む工事及び施工体制台帳においてパワーが下請となっていることが確認できた工事（平成 19 年度から平成 21 年度分）の元請業者 23 社

(イ) 公社における外壁改修工事及び防火戸修繕工事（保存年限により工事関係図書が残っている平成 16 年度から平成 18 年度分）の元請業者 16 社

エ 元職員の上司及び同僚らからの聴取

元職員の上司及び同僚らに対し，元職員の日ごろの勤務状況等について聴取した。

オ 工事関係資料等の精査

(ア) 設計図書の精査

元職員が担当した工事の設計図書（本市発注工事：平成 19 年度から平成 21 年度までの間の外壁改修工事を含む工事，公社発注工事：平成 16 年度から平成 18 年度までの間の外壁改修工事及び防火戸修繕工事）について，他の職員が設計した同様の工事と比較することにより，工事金額の総額，修繕単価及び数量の確認等を行い，金額や数量の水増しなどの不適切な行為がなかったかを検証した。

(イ) 完了検査の確認

上記工事について，完了検査結果を確認し，工事品質に問題がなかったかを検証した。

(2) 上記調査により判明した事実は，次のとおりである。

ア 元職員が ＊ ＊ 及び ＊ ＊ と親密な関係を持つようになった経緯

(ア) **について

元職員は、平成 8 年ごろに外壁改修の専門工事業者の営業担当であった**に対して、設計見積りを依頼するなどして面識を持ち、その後、**が元職員の自宅近くに引っ越してきたことから親しくなった。当初は、会食した際は割り勘にしていたが、平成 14 年にパワーを設立したころから、**が飲食代を支払うようになった。その後、徐々に関係が深くなり、便宜を図るようになった。

(イ) **について

元職員は、平成 8 年ごろにサッシメーカーの営業担当であった**に対して、設計見積りを依頼するなどして面識を持ち、**が平成 14 年に**工作所を設立したころから飲食や旅行を共にし、中元、歳暮等の提供を受けるようになった。その後、徐々に関係が深くなり、便宜を図るようになった。

イ 元職員による情報漏えいの手段及び漏えいされた情報の内容
(市工事分)

**の求めに応じて、「京都市立花園小学校地震補強工事」（以下「花園小学校地震補強工事」という。）に関して、入札公告前に、外壁改修工事が含まれていること及びこの外壁改修工事は設計変更を伴う工事であるといった非公開情報を、また、設計変更を伴う変更契約を行う以前の段階で、設計変更の規模の大小といった情報を、自宅近傍において、口頭で漏えいした。

また、「元京都市立貞教小学校修繕工事 ただし、建築改修工事」（以下「元貞教小学校修繕工事」という。）に関しては、入札公告前に、外壁改修工事が含まれていること及び増額変更を伴う工事であるといった非公開情報を、また、設計変更を伴う変更契約を行う以前の段階で、設計変更の規模の大小といった情報を、自宅近傍において、口頭で漏えいした。さらに、元請業者が作成した施工数量調書に非公開である本市の外壁改修工事の単価（以下「修繕単価」という。）を記入したものを、職場からファクシミリを使い**の事務所に送った。

ウ 元職員による下請推奨の経緯

(ア) 市工事分について

元職員は、**と自宅近くの店で飲食をした際等に、**から付

き合いのない元請業者の下請に採用されるよう下請推奨を依頼された。

＊＊から依頼を受けた元職員は、落札後に設計担当課である公共建築部整備支援課（以下「整備支援課」という。）に来課した元請業者 3 社に対し、「この業者から下請の見積りを取ってはどうか」などと声をかけ、執務室において＊＊の名刺を渡すなどして、パワーを下請推奨した。

その結果、元職員から推奨を受けた 3 社のうち 2 社がパワーを下請として採用した。当該 2 社は、「パワーから見積りを取ったところ、見積金額が他社よりも低かったから」という理由で下請業者を選定していた。その他の 1 社については、既に外壁改修工事の下請業者を決定していたため、パワーを下請として採用しなかった。

（イ）公社工事分について

元職員は、外壁緊急修繕工事について、元請業者 3 社に対して、パワーを下請推奨し、その結果、3 社とも元職員の紹介だからという理由で下請業者を選定していた。

また、元職員は、サッシ取付業を営んでいる＊＊に対して、「防火戸修繕工事をやってみないか」と持ちかけ、＊＊は、それに応じた。

元職員は、防火戸修繕工事について、元請業者 6 社に対して、＊＊を「きちんと仕事をする業者」などと言って下請推奨したり、修繕工事の発注時に、元請業者に事前に連絡をした上で、＊＊に対して、元請業者に電話を入れ、公社あてに発行された当該工事に係る見積書の写しを送るよう指示をしていた。

その結果、元職員から下請推奨を受けた 6 社のすべてが＊＊を下請に採用していた。下請推奨された 6 社のうち 4 社は「元職員の紹介」、1 社は「防火戸取付けの専門業者だった」、1 社は「他の下請業者よりも見積金額が安価であった」という理由で下請業者を選定していた。

エ 情報漏えい及び下請推奨以外の非違行為の有無

工事関係資料を精査した結果、工事金額の水増しなどの不適切な事実は認められなかった。

また、完了検査結果を調査したところ、調査を行ったすべての工事が適切に行われていた。

オ 他の職員の関与の有無

元職員、**、**及び元請業者各社から聞き取りを行ったところ、他の職員は関与していなかった。

カ 元職員の日頃の勤務状況等

元職員の上司及び同僚への聞き取りの結果、勤務状況や勤務態度には、特段の問題はなく、特定の業者との接触に関して不審を抱かせるようなところも確認できなかった。

業務全般に関しては、ベテランの職員であったことから、上司の指導を必要とする場面は少なかった。

ただし、元職員は、職員相互の親睦及び福利厚生を目的とした都市計画局厚生会に加入しておらず、課の親睦会にも参加しない等、職場内での人間関係に希薄な面が見られた。

* 元職員の経歴

元職員は、昭和 45 年 4 月に建築技術職として採用されて以降、住宅局、都市計画局を中心に勤務しており、平成 14 年 5 月に財団法人京都市住宅サービス公社（平成 18 年 4 月に公社と統合）へ派遣、平成 19 年 4 月に整備支援課に配属された。

元職員の職階は統括主任（平成 15 年 10 月昇格）であり、高度な知識等を有し、上司の補佐はもとより、職場における円滑な業務の推進者としての職責を負っていた。なお、統括主任は、職務上の決裁権限は有していない。

第2 判明した事実関係等

1 事件の全体像

刑事裁判を通して明らかになった事実及び委員会で調査して判明した事実を総合すると事件の概要は、以下のとおりであった。

なお、本件は、元職員が、整備支援課に配属されていた期間に情報漏えい及び下請推奨を行い、その見返りに金銭を受け取っていた案件と公社への派遣期間に下請推奨を行い、その見返りに金銭を受け取っていた案件の二つからなっており、それぞれ区分して述べることとする。

2 事件が起こった工事に関する事務の流れについて

(1) 京都市発注工事（外壁改修）に関する業務の流れ【図1（P11）参照】

本市における外壁改修工事は、現場調査時の足場費用等の経費負担を避けるため、当初設計時には足場がなくても調査できる範囲の調査を行い、その結果と過去の同種工事の施工実績に基づいて改修範囲を想定して設計している。その後、工事着工後に設置する外部足場を利用して改修部分を実測した施工数量によって設計変更する方式としている。

なお、他都市においても、外壁改修工事については同様の設計方法がとられている。

(2) 公社発注緊急修繕工事（防火戸修繕）に関する業務の流れ

【図2（P12）参照】

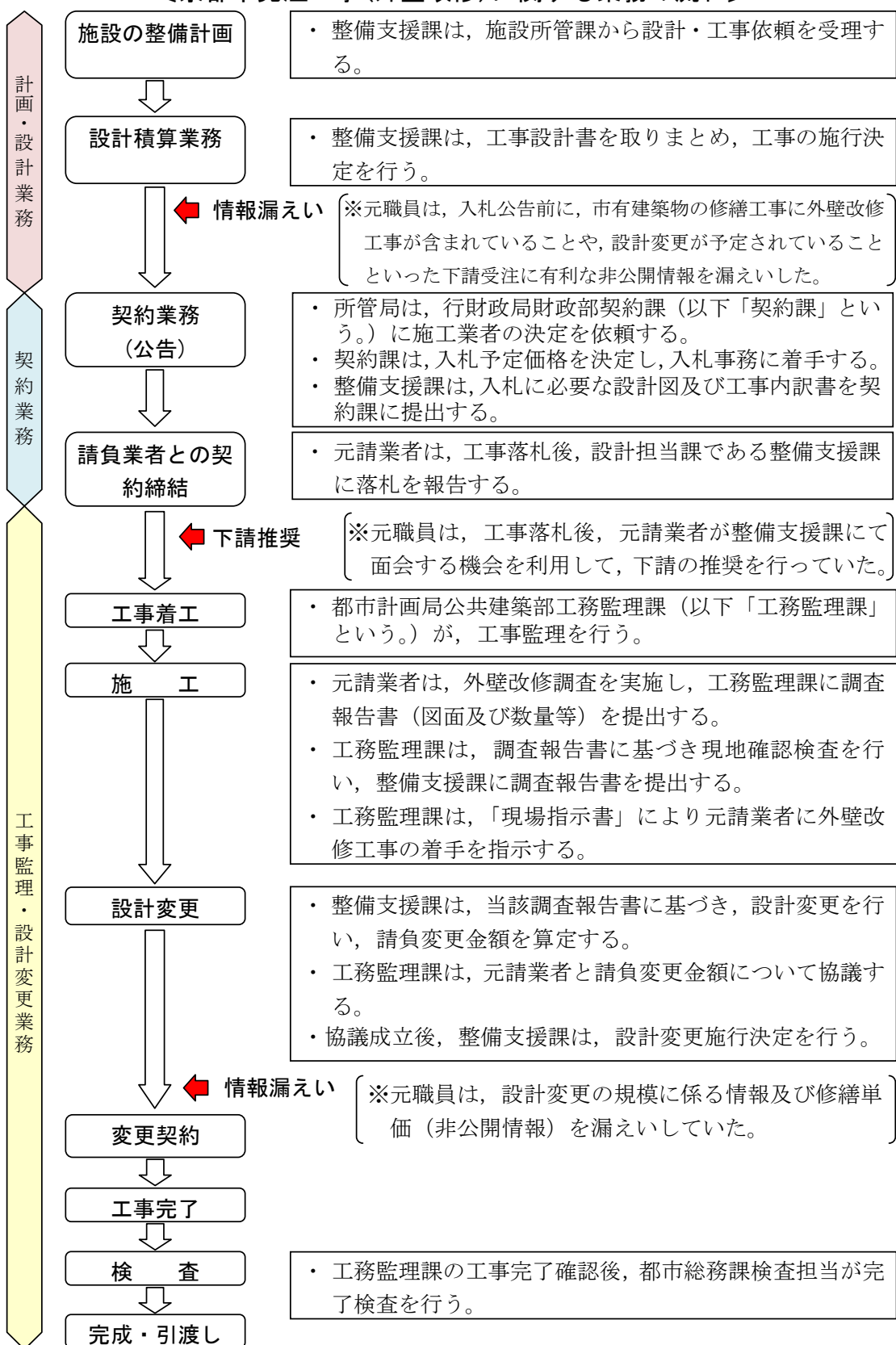
防火戸修繕工事は、入居者及び管理人からの連絡又は定期点検等による不具合の発見に基づき行う。公社は、修繕の必要があれば、あらかじめ入札により緊急修繕業者として選定された元請業者と共に、修繕箇所を現地確認したうえで、その見積りの提出を求める。

公社は、元請業者から提出された見積書を精査し、施行決定後、修繕工事を発注する。

工事着工後は、公社の担当職員が元請業者の施工を監理しながら、実際に施工された工事内容や数量に対して、実費精算し、工事金額を決定する。

工事の完了後、その検査を行い、元請業者に対し、請負代金を支払う。

〔京都市発注工事（外壁改修）に関する業務の流れ〕



【図 2】

〔京都市住宅供給公社発注緊急修繕工事(防火戸修繕)に関する業務の流れ〕



注) 公社では、各団地の元請業者（緊急修繕業者）を2年に一度、入札により選定している。

3 元職員が行った行為

(1) 市工事分【図1（P11）及び参考資料（P31）参照】

ア **への情報提供

（ア）花園小学校地震補強工事及び元貞教小学校修繕工事については、いずれも外壁改修を含む工事であったが、外壁改修が含まれることについては、入札公告が行われる段階で初めて入札参加業者に公開されるものである。

しかしながら、元職員は、下請業者である**に対して、入札公告前に、当該工事に外壁改修が含まれることを**に伝えていた。

（イ）本市が発注する外壁改修工事は、当初設計時には、これまでの外壁改修の施工実績に基づき算定した数量により設計し、工事着工後に実測した施工数量によって設計変更をしている。

したがって、工事着手前の時点では、設計変更があるかどうかについては確定しておらず非公開であるべきところ、元職員は、設計業務等に従事する中で知り得た情報やこれまでの経験を踏まえ、花園小学校地震補強工事及び元貞教小学校修繕工事において設計変更が見込まれることを知り、その事実を**に伝えていた。

（ウ）外壁改修を含む工事については、工事に入る前の設計段階において、外壁改修の正確な範囲を確定することが難しいことから、入札後に、外部足場を利用して改修部分を調査し、設計変更がなされることが一般的であった。

花園小学校地震補強工事及び元貞教小学校修繕工事についても、外壁改修に関し設計変更が行われたが、元職員は、設計変更に伴う変更契約を行う以前に、「増額変更が大きい、小さい」といった言い方で、設計変更の規模を**に伝えていた。

（エ）都市計画局においては、契約締結後、工事に係る工事設計書について、原則として公開する扱いとしているが、別の工事の工事設計書に使用する可能性のある単価については非公開とするものと定めている（平成18年6月1日付け「京都市都市計画局における工事設計書の公開に関する取扱い」）。

外壁改修に係る修繕単価については、別の工事に使用する可能性があることから、契約締結後であっても当該単価が使用されなくなるまでは非公開としている。

しかしながら、元職員は、**の求めに応じて、元請業者が作成

した外壁改修工事の設計変更に係る施工数量調書に非公開である本市の修繕単価を記入したものを、職場のファクシミリを使い、**の事務所に送っていた。

イ 元請業者への**の下請推奨

元職員は、花園小学校地震補強工事及び元貞教小学校修繕工事において、落札後に元請業者が設計担当課である整備支援課に来課した際に、執務室において、「この業者から下請の見積りを取ってはどうか」と声をかけたり、**の名刺を渡すなどし、パワーを下請として推奨していた。

ウ **からの金銭授受

元職員は、花園小学校地震補強工事に関して、自宅近傍において、非公開情報を口頭で**に漏えいし、また、元請業者に対してもパワーを下請業者にするよう推奨し、その謝礼として、平成 19 年 11 月 16 日ごろ、**から現金 20 万円を受け取った。

また、元貞教小学校修繕工事に関して、非公開情報の提供及び下請推奨への謝礼として、平成 20 年 8 月ごろ、2 回にわたり、現金 10 万円及び 20 万円を受け取った。

(2) 公社工事分【図 2 (P12) 及び参考資料 (P31, 32) 参照】

ア 元請業者への**の下請推奨

元職員は、防火戸修繕工事について、元請業者 6 社に対して、**を現場調査時に同行させて紹介したり、**が元職員に送付したと分かるように、あて先が公社名となっている見積書をそのまま元請業者に提出させたりするなど、既に公社が**を下請として承諾しているような素振りを見せることで下請推奨した結果、6 社とも**を下請に採用していた。

イ **からの金銭授受

元職員が公社に在籍していた平成 18 年 7 月ごろに、向島市営住宅の防火戸修繕工事の元請業者 3 社に対して、**を下請業者とするよう推奨し、その謝礼として、平成 18 年 9 月 12 日ごろ、当時、元職員が工事監理を行っていた西京区大枝北福西町にある市営住宅周辺に**

を呼び出し、これらの工事の下請受注額の約 1 割である 63 万 5000 円を受け取った。

ウ 元請業者への**の下請推奨

元職員は、外壁緊急修繕工事について、元請業者 3 社に対し、現場調査時に**を同行させたり、現場で実績がある業者であると**を紹介したり、電話で**から見積りを送らせるので検討してほしいと依頼することで下請推奨し、3 社ともパワーを下請に採用していた。この点について、**は本市の聞き取り調査において、元職員に下請推奨を依頼したものではないと述べており、下請推奨がなされた経過は明らかではない。

なお、元職員及び**からの聞き取り調査において、これらの下請推奨については、金銭授受の有無は確認できなかった。

第3 問題点の分析

本件の問題となる事実を次のとおり分類し、平成14年に発覚した都市計画局所管工事に係る収賄事件（※）後の再発防止策の検証と併せて、問題点の分析を行った。

- ① 収賄に至る業者との不適切な関係
- ② 市工事分における情報漏えい
- ③ 市工事分における下請推奨
- ④ 公社工事分における下請推奨

なお、①から④までの行為は、本市と元請業者との契約に影響を及ぼすものではない。また、本件事件に関連する工事関係資料を精査した結果、工事金額の水増しなどの不適切な事実は認められず、完了検査結果からもすべての工事が適切に行われていた。したがって、元職員の行為によって本市に対する直接的な損害は認められない。

※ 東部クリーンセンター修繕工事等の指名競争入札に際し、元所長が、予定価格算定の基礎となる設計金額に近似する価格を当時の都市計画局営繕部長等から聞き出したうえ、特定の業者に内報して同工事を落札させ、公の入札の公正を害したとして、競争入札妨害容疑により逮捕・起訴された。この事件に関連して、連日、事件解明に向け陣頭指揮に当たっていた後任の都市計画局営繕部長が心労により自ら命を絶つに至った。

また、元都市計画局営繕部担当部長等が、特定の業者から、本市が発注する機械設備工事に係る競争入札等につき、同業者が有利便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等と知りながら、旅行に係る費用負担等の供与を受けたとして、収賄容疑により逮捕・起訴された。

なお、これらの職員については、懲戒免職処分を発令した。

1 収賄に至る業者との不適切な関係

- (1) 公務員が職務に関連して賄賂を受け取ることは、刑法（※）によって犯罪として規定されている。

また、地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定している。

さらに、本市では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するために京都市職員の倫理の保持に関する条例

を制定し、京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第 6 条第 1 項では、「職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から接待を繰り返し受ける等一般の社交の程度を超えて接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない」と規定している。

元職員は、特定の業者の便宜を図るとともに、接待や金銭の提供を受けるなどしており、これらの法令や例規に違反していたものである。

※ 収賄、受託収賄及び事前収賄

第 197 条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7 年以下の懲役に処する。

- (2) 元職員からの聞き取りによると、当初は、**及び**と友達として付き合い合っていたが、付き合いが続く中で、仕事の話をするようになり、そのうち相手がお礼として接待や金品の提供を行うようになったなどと述べている。情報提供や下請推奨の見返りに金品等の提供を受けることはもとより、飲食を共にし接待を受けるといったことはいずれも公務員倫理及び規範意識の欠如にほかならない。

- (3) 都市計画局では、これまでから公務員倫理研修をはじめ、市民対応研修、適正な業務遂行を図るための業務研修等を実施するとともに、幹部会や所属長会等の機会もとらえて、公務員倫理及び規範意識の向上に努めてきた。

とりわけ、平成 14 年の収賄事件では、所属職員を管理監督する立場にある者に公務員倫理及び規範意識が欠如していたという極めて深刻な事態が明らかとなったことを受けて、再発防止策として、不祥事を発生させない組織体制を構築するとともに、職員の公務員倫理及び規範意識を向上させるための取組に力を注いできた。

さらに、平成 18 年 8 月に策定された「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき、これまでの取組に加え、所属長による定期的な職員ヒアリングの実施など、不祥事の発生を抑止し、これを根絶するための取組を進めてきた。

それにもかかわらず、元職員は、前回の対策の取組時期である平成 14 年から**及び**との不適切な関係を継続し、また、上記大綱の策定直後の平成 18 年 9 月には**から賄賂を受け取り、その後も**から複

数回にわたり賄賂を受け取っていた。こうした事実にかんがみると、結果として、これらの取組が、元職員に対する倫理観及び規範意識の醸成に効果がなかったことについて、真摯に反省をしなければならず、実効性のある具体的な対策を講じていかなければならない。

- (4) 元職員は、平成 8 年ごろに**及び**と面識を持ち、その後、平成 14 年ごろから飲食等を共にし、徐々に関係が深くなり、平成 18 年から平成 20 年までの間に 113 万 5 千円の賄賂を収受していた。

この間の、元職員の配属先及び職務内容は、次のとおりである。

年 月	配 属 先	職 務 内 容
H 6.5～H12.4	住宅局営繕部保全課 (H7.4 から営繕企画課に機構改革)	市有建築物の維持修繕業務
H12.5～H14.4	都市計画局建築指導部監察課	違反建築物の指導業務
H14.5～H19.4	財京都市住宅サービス公社 (H18.4 に公社と統合)	市営住宅の維持修繕業務
H19.4～H22.4	都市計画局公共建築部整備支援課	市有建築物の維持修繕業務

元職員は、平成 6 年から平成 21 年までの 16 年間のうち、4 つの職場に在籍していたが、監察課の 2 年間を除いた 14 年間、市営住宅を含む市有建築物の維持修繕業務に従事していた。このことが、結果として、特定の業者との不適切な関係を継続させる原因の一つとなった。

2 市工事分における情報漏えい

- (1) 工事に関する情報には、その性質上、特定の業者が知ることにより、入札の公正性を阻害するなどの理由により、非公開とされる情報がある。

これらの非公開情報をみだりに漏らすことは、地方公務員法第 34 条により職員に課せられている守秘義務に反することとなる。

は、元請業者との交渉を有利に進めるため、非公開情報の提供を求め、元職員は、これに応じて、第 2－3 で述べた非公開情報をに対して漏えいした。元職員が漏えいした非公開情報は、職務上当然に知り得るものであり、設計変更の規模等に関する情報に加えて修繕単価を漏えいしたことは、守秘義務をはじめ公務員としての規範意識が欠如していたことの証左にほかならない。

- (2) 一方、本市における外壁改修工事は、当初設計において、過去の同種

工事の施工実績を参考に設計担当課が定めた一定の乗率を機械的に掛けて数量を算出しており、多くの場合に増額の設計変更となる。

※※は、こうした仕組みを熟知した上で、設計変更時に元請業者との交渉を有利に進めようとして、増額の設計変更を行う外壁改修工事を含む工事であるとの情報及び設計変更時に元請業者に提示される金額を推察するための修繕単価を元職員から不正に入手した。

本市と元請業者との間で交される設計変更契約は適正に行われていたが、大部分が増額の設計変更となるような外壁改修工事の設計の仕組みが、本件事件の背景となっていた。

3 市工事分における下請推奨

- (1) 下請業者は元請業者が決定するものであり、発注元である本市が特定の下請業者を使うように指示することは、元請業者の適正な商取引に対する不当な干渉となることから、京都市契約事務規則（※）において固く禁止されているところである。

本件では、元職員は、本規則に違反し、自身が設計に関わった業務等における元請業者に対し、特定の業者を下請として使うように推奨していた。

※ 下請負への関与の禁止

第 63 条 契約、監督、検査その他の入札及び契約に関する事務に携わる職員は、いかなる方法をもってするを問わず、本市の契約の相手方に対し、特定の事業者を下請負人に選任し、又は選任しないよう働き掛けてはならない。

- (2) 下請推奨されパワーを採用した元請業者に確認したところ、見積額が低かったために下請として採用したと述べており、工事も適切に施工されていたことから、下請推奨がなされたことで、元請業者に損害を与えたり、工事に支障を来した事実はない。

しかしながら、下請業者にとっては受注機会の拡大になり、本来自由である下請契約の競争性を害するものであったことは間違いない。

- (3) こうした下請推奨については、次の 2 点の問題が明らかとなった。

ア 設計担当であった元職員は、職場において元請業者に下請推奨を行っていた。平成 14 年度に発覚した収賄事件の対策として、公共工事に

関する設計担当者と工事監理担当者の職務を明確に分離し、設計担当者が元請業者と必要以上にかかわりを持たないようにした。しかしながら、落札後に元請業者が受注したことを連絡するため、事務連絡票を設計担当課に持参する仕組みが残っており、元職員は、この機会を利用して元請業者に下請推奨していた。

イ 元職員から下請推奨を受けた元請業者が 3 社あったが、そのうち 2 社は推奨されたパワーから見積りを取っていた。

元請業者から聴取したところによると、複数の下請業者からの見積りを取ったうえで、パワーの提示額が他の業者よりも安い金額であったために下請として採用したということであった。

しかしながら、そもそも本市職員による下請推奨自体が禁止されており、その事実があった場合の本市への通報等の対応について、元請業者への周知が不十分であった。

平成 14 年の収賄事件を受けて講じた再発防止策は、元請業者が競争入札に際して、自らが有利になるように設計金額を聞き出したという事件への対応を定めたものであり、今回の事件のように、元職員が法令に違反し、元請業者に特定の業者を下請として使うように推奨するという場面は想定していなかった。

4 公社工事分における下請推奨

(1) 公社の契約についても、京都市市営住宅維持管理業務実施要領により、市の契約事務規則に定めるところに準じることと規定されており、市工事分同様、職員が特定業者を下請として推奨することは固く禁止されていたが、元職員は、これに反し、自身がかかわった業務等の元請業者に対し、特定の業者を下請として使うように推奨していた。

(2) 公社においても、その公的性格から、本市と同様に契約機会の公正性は保障されなければならないが、元職員は特定業者に対する下請推奨を行った結果、当該業者の受注機会を拡大させたものであり、このような行為は、契約機会の公正性を害するものであった。

(3) 公社における下請推奨については、次の 3 点の問題が明らかとなった。

ア 元職員は下請推奨を依頼されていないにもかかわらず、元請業者に

下請推奨をしており、パワーの下請推奨を受けた元請業者は 3 社、*
*の下請推奨を受けた元請業者は 6 社あった。そのうち、特殊な工事
内容であるとか、見積りの結果最安値であったことから下請に採用し
ていた元請業者もあったが、そのほかの元請業者は、公社職員という
立場にある元職員が自ら連れてきた下請業者であり、あえて断るまで
もないとの思いから、下請に採用していた。

イ 市営住宅の緊急修繕工事（年間約 7,000 件）については、工事の内
容が電球の交換や排水管の水詰まり等小規模で頻繁に発生するため、
また、ほとんどの工事単価が年度当初に入札で決定しており、問題が
発生する可能性が低いことから、計画、調整から設計、発注、監督及
び検査に至るまでの一連の事務を事実上一人で担当している。

本件事件となった防火戸修繕工事では、元職員が一人で現場調査を
行った際、**を同行させ、元請業者に紹介、下請参入させるよう働
きかけるなど、この仕事の進め方が悪用された。

ウ 緊急修繕工事については、工事ごとに下請業者の名簿の提出を求め
ておらず、下請業者を把握できていなかった。このため、組織として
下請業者が特定の業者に偏っていたことに気付くことができなかった。

第4 再発防止の取組等

1 公務員倫理の徹底

本件事件を踏まえて、コンプライアンス研修等を既に実施したところであるが、今後も本件事案や他の不祥事例等を題材に、より効果的な研修に努めるとともに、機会あるごとに職員（公社職員を含む。）に法令遵守の徹底を図る。

(1) 既に実施済みの研修

ア 本件事件や平成14年の事件を含め、犯罪行為につながる様々な事例を具体的に示し、違法行為等を犯した場合の懲戒処分等の事例を示すなど、公務員倫理の趣旨内容等を効果的に学び、部下への指導を含め、職場において実践することを目的としたコンプライアンス研修を行った（6月23日（一般職員向け）及び8月30日（管理監督者向け））。

イ 公社においては、管理事務所等の出先機関や変則勤務の職場もあることから、事務所への巡回や職員のヒアリング等を通じて、公社職員全員に対し、公社職員としての服務及び倫理等の徹底を図った。

ウ 公社については、本市からの受託事業を実施したり、市営住宅の管理業務等も担っており、その職員に関しては、本市の職員と同様に高い倫理観や丁寧な市民対応が求められることから、平成22年度から、上記のコンプライアンス研修を含め、本市の実施する研修に参加させている。

(2) 今後研修を実施するに当たっての留意点

元職員の場合は、仕事上で面識を持った**及び**と親しくなったことで飲食等の提供を受けるようになり、徐々に公務員としての倫理観や規範意識が薄れ、最終的に社会的相当性を逸脱するに至っている。職員がこのような状況に陥ることを避けるためには、その最初の一步を踏み出すことがないようにすることが肝要であり、そのための職員への意識啓発を更に徹底することが必要である。

そのような考えに基づき、次の3点について、すべての職員が自覚するよう、注意喚起を行う。

ア 職員には高い倫理観が求められ、公務員として厳しく自己を律していく責任があり、これらのことを常に意識すること。

イ 仕事を効率的に進めるため、相手との関係を円滑にするためなどという正当化の下に、特定の業者と接触を繰り返さないこと。

ウ 業務を離れた接触の繰り返しが、倫理観や規範意識の麻痺につながり、重大な違法行為に至る危険性があること。

(3) 今後実施する研修

ア 職員に公務員倫理の徹底を図り、二度と不祥事を起こさない組織風土を形成するため、次の研修等を実施する。

(ア) 本件事件の調査にかかわった幹部職員や収賄事件等に精通した外部講師を招き、実例に応じたより実効性のある研修を年度内に実施する。

(イ) 本件事件を風化させないため、採用年数に応じた職員の集合研修を実施することにより、事件の再発防止に努めるとともに、風通しの良い職場風土を形成する。

(ウ) 本報告書を都市計画局の全職員に配布し、自らを厳しく律する材料とするとともに、各職場において、速やかに本件事件を題材とした職場ミーティングを実施する。

イ 一人ひとりの職員の倫理観の向上はもとより、組織として不祥事を防止するため、職員を管理監督する立場にある職員に対して職位に応じた研修を年度内に実施する。

ウ 本件事件の教訓と再発防止策等を、人事異動に伴い新たに都市計画局に配属された職員に伝えるため、転入職員研修で本件事件を具体的に取り上げ、再発防止を図る。

2 情報漏えい等への対応

本件事件では、業務遂行中に日常的に使用する情報が漏えいの対象となったものであり、情報管理の徹底のみによっては防ぐことはできないことから、非公開情報を取り扱う職員に対する更なる意識の徹底が求められる。

また、事件の背景となった外壁改修工事の進め方についても、特定の業者が非公開情報を知ることによって有利な状況が生じないように、改善を図る必要がある。

(1) 非公開情報に関する更なる認識の徹底

職員が日常業務において取り扱う工事情報や修繕単価等が、業者にとっては非常に有益な情報となるということについて、改めて、職員にその重要性を認識するよう徹底を図る。また、これらの非公開情報をみだりに漏えいすることは、守秘義務違反にも繋がることから、今年度内に「公共工事に携わる職員の守秘義務等に関するハンドブック」（仮称）を作成し、関係職員に周知徹底を図る。

(2) 外壁改修工事に係る設計精度の向上

本市における外壁改修工事の設計方法については、設計変更が前提となっていたことを本件事件に利用されたことから、設計変更金額の増減を極力少なくするため、当初設計時の調査範囲を可能な限り拡大するなど設計精度を向上させる。

3 下請推奨の防止

下請推奨の防止については、職員と元請業者とが単独で接触する機会を極力減らすとともに、下請推奨がなされた場合に確実に本市及び公社が把握し、適正に対処する仕組みの構築が必要である。

(1) 既に実施済のもの

ア 設計担当者から元請業者に対して下請推奨がなされる機会をなくするため、平成 22 年 8 月以降、元請業者が設計担当課に事務連絡票を持参する仕組みを廃止し、業務上必要となる落札金額に関する情報を、契約課から設計担当課に直接通知する仕組みに改めた。

イ 設計担当者及び工事担当者に対して、下請推奨の禁止について、実例に即した内容で、係単位での研修や O J T を行い、所属職員に周知徹底を図った。

ウ 設計担当課及び工事担当課においては、業者との打合せは執務室内の所定の打合せスペースで行うとともに、打合せの相手の名前と内容をボードに明記するなど、透明化を図った。

エ 公社においては、平成 22 年 8 月から、業者との簡易な打合せはカウンターで行うこととし、それ以外の打合せも執務室内の所定の打合せ

スペースで行うことにより、業者との打合せをオープンにし、透明化を図れるよう業者対応をルール化し、職員に周知徹底した。

オ 公社においては、元請業者に対し下請業者の名簿の提出を求めることとし、平成 22 年 7 月末までにすべての元請業者からその提出を受けた。また、下請業者に変更があった場合は、変更内容、理由等を記載した変更届の提出を求めた。

カ 公社においては、修繕箇所や修繕方法を確認するための事前調査に専門的な要素を含むなどの担当者の判断にゆだねられる範囲が比較的広い。そこで、防火戸修繕工事及び外壁補修工事等については、再発防止の取組として複数担当者での対応を行うこととした。

(2) 今後実施するもの

ア 下請推奨を受けた業者側の対応については、本市職員からの下請推奨行為が禁止されている行為であり、職員から下請推奨を受けた場合には京都市に報告するよう、直ちに、各種業界団体等に対して説明し、理解と協力を求めるとともに、請負業者に対しても、契約締結時、同様の内容を記載した文書により徹底を図る。

イ 技術職員については、職務遂行上、専門性が必要とされるが、本件事件においては、元職員が、長期にわたって特定の業者とかかわる市有建築物の維持修繕業務に従事していたことが、業者との不適切な関係を継続させ、情報漏えい及び下請推奨を行う原因の一つとなっていた。そのため、人事異動に当たっては、専門性の確保には配慮しつつも、同一職場における長期在職はもちろんのこと、同一職務を行う職場に連続して配置することがないよう徹底する。

ウ 公社において、緊急修繕業者に対し、事件の報告及び今後の改善策（下請人名簿の提出の徹底及び協定書の見直し等）についての説明会を年内に開催し、協力を求める。

エ 公社発注工事に関して、職員から下請推奨の働きかけがあった場合には、元請業者が通報するように「緊急修繕及び小規模修繕の施工に

関する協定」の規定を年度内に見直す。

4 関係職員に対する処分

(1) 元職員の行為は、職の公正性を疑わしめる行為の禁止を定めた京都市職員の倫理の保持に関する条例及び同条例施行規則に反し、市民の信頼を著しく失墜させたものであることから、平成 22 年 4 月 9 日付けで懲戒免職処分とした。

(2) これまで述べたように、本件については、第一義的には元職員の自覚や倫理観の欠如に起因するものである。

しかしながら、都市計画局は、平成 14 年度に、職員が非公開情報を業者に教示し、それにより競争入札を妨害するに至った収賄事件が起きたため、様々な再発防止策を実施してきた。それにもかかわらず、再び収賄事件が起きたことは、今までの取組によって再発防止策に一定の効果があつたとしても、元職員に対して公務員倫理の徹底、下請推奨禁止の徹底が図れていなかった。

よって、元職員が不正な行為を行っていた平成 18 年度から平成 20 年度までの間の都市計画局及び公社の管理監督職員 5 名に対して、平成 22 年 10 月 22 日付けで、次のとおり、その職責に応じた処分が行われた。

市長厳重文書訓戒	1 名
市長等口頭厳重注意	4 名

第5 公益通報

1 経過

平成 21 年 4 月 16 日に、行財政局コンプライアンス推進室に対して、匿名での電話があり、元職員が公社で発注業務を担当していた際、「仲の良い業者」（※1）に依頼し、見積額を多くさせ、実際の費用との差額分を収受している等の通報（※2）がなされた。

これを受けて、同室では、人材活性化政策監名で都市計画局監察主任（同局都市企画部長）に対して、事実確認及び結果の報告を依頼した。

都市計画局では、公社と当該業者の取引実績等を書類により確認することや、元職員の公社在籍当時の上司からの確認などは行ったものの、元職員に対する事情聴取を行わなかった。

※1 「仲の良い業者」として、パワーに酷似する会社名が告げられていた。

※2 本件は匿名による通報であり、公益通報者保護法に規定する「公益通報」には該当しないが、本市では、匿名による通報についても公益通報に準じて対処することとしている（京都市市長部局等における内部通報等の処理に関する要綱第 10 条）。

2 問題点

(1) 本件における通報処理を見ると、次のような問題点があった。

ア 通報に係る調査を担当した都市計画局は、元職員の公社在籍当時の上司への事実確認等を行っていたものの、元職員本人への事情聴取までは行っていなかった。

イ 公益通報処理制度を所管する行財政局は、本件通報に対して、調査を都市計画局任せにし、主体的に進行管理を行わなかった。

ウ このような対応になったのは、そもそも匿名通報の中には誹謗中傷や事実無根のものも多くあることに加え、都市計画局においては平成 14 年度の収賄事件後の再発防止策を講じてきた実績があり、通報内容にあるように元職員が見積金額を過大にすることを、元職員が単独で実行することは不可能であり、通報処理に携わった職員らが本件通報は全体的に信ぴょう性が薄いものであるという先入観を持つに至ったことが背景にあった。

- (2) 本件では、警察の捜査や本市による独自調査からも、通報で指摘されたような、元職員が見積額を多くさせ、差額分を業者から受け取っていたという事実は確認されていない。

しかしながら、元職員が不正な下請推奨等を行い、業者から賄賂を受受していたことは事実である。

公益通報は、不祥事を早期に発見し、組織内部で自浄作用を果たすために有益な制度であることにかんがみると、本件通報を契機として、元職員による不正行為の存在を明らかにし、逮捕に至る前に自らは是正につながるができなかったことは、通報処理に甘さがあったと言わざるを得ない。

3 通報処理に関して講じた措置等

- (1) 行財政局コンプライアンス推進室に寄せられた通報については、通報を受理した時点で調査方針を明確にし、調査を担当する局との間で共有したうえで調査に当たることを徹底した。

また、所管局による調査期限を設定し、期限内に調査が完了しない場合には、所管局から行財政局に中間報告を行うこととし、調査の進捗よく管理を厳格に行うことを徹底した。

- (2) なお、本件事案に関する通報処理に対して、十分な調査が尽くされないまま元職員が逮捕されるという事態を招き、本市の通報処理に対する信頼を大きく損なわせたことから、平成 22 年 4 月 14 日付けで、次のとおり、その職責に応じた処分が行われた。

市長厳重文書訓戒 3 名

市長口頭厳重注意 3 名

おわりに

都市計画局においては、平成 14 年の都市計画局所管工事に係る収賄事件の反省を踏まえ、組織体制の見直しや事務処理の仕組みを大幅に改めるなど、不祥事の再発防止に努めてきた。また、平成 18 年 8 月には、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」により、不祥事の根絶に取り組み、公務員倫理の徹底や市民に信頼される市役所づくりに取り組んできた。

しかしながら、今回、平成 14 年の収賄事件の教訓が生かされず、また、上記大綱により、まさに全庁一丸となって不祥事の根絶に邁進していた中、再びこのような不祥事が再発し、継続して行われてきたことに関して、市民の皆様の市政に対する信頼を著しく損ねたことは、痛恨の極みである。

元職員は、自らの職務遂行時はもちろんのこと、私生活の様々な場面においても求められる公務員倫理が著しく欠如していたと言わざるを得ない。

不祥事防止のための制度をどのように構築したとしても、その制度を運用するのは職員である。そのためにも、職員一人ひとりが法令遵守はもとより道義的にも高い倫理意識を持たなければならない。今回の不祥事が引き起こされたことにかんがみ、すべての職員が、改めて、平成 14 年の収賄事件及び本件事件を風化させないという不退転の意志をもって、再発防止に向けた不断の努力をしていかなければならない。

本報告書に掲げる再発防止策は、そのような視点に立って策定したものである。

今後、この再発防止策に則って、改めて職員一人ひとりの倫理意識の高揚を図るとともに、制度やシステムの運用の徹底だけでなく、職場や組織のリスク管理が十分機能しているか、常に点検していく。

我々は、局職員による収賄などという事態を二度と起こさないために、必要なことはすべて確実に実行していくとともに、市政と市職員への信頼回復に全力を挙げて取り組むことを、まちづくりの根幹を担う局の職員の誇りにかけて決意する。

都市計画局収賄容疑事件対策委員会構成員一覧

都市計画局長
都市計画局建築技術担当局長
都市計画局住宅政策担当局長
都市企画部長
公共建築部長
住宅室部長（住宅政策担当）
住宅室部長（住宅技術担当）
住宅室担当部長（京都市住宅供給公社総務部長）
都市企画部都市総務課長
都市企画部都市総務課建築技術担当課長
都市企画部都市総務課設備技術担当課長
公共建築部企画設計課長
公共建築部整備支援課長
公共建築部工務監理課長
住宅室住宅政策課長
住宅室住宅政策課担当課長（京都市住宅供給公社総務課長及び維持工事課長）
行財政局コンプライアンス推進室副室長

参考資料

○ 市有建築物の維持修繕工事に、金銭授受があった工事

- | | | |
|-----|--------|----------------------------------|
| (1) | 名 称 | 京都市立花園小学校地震補強工事 |
| | 工事場所 | 京都市右京区花園車道町 1 |
| | 契約日 | 平成 19 年 8 月 31 日 |
| | 変更契約日 | 平成 20 年 3 月 13 日 |
| | 契約金額 | 220,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| | 変更契約金額 | 225,549,450 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| | 元請負業者 | 太平工業株式会社 |
| | | |
| (2) | 名 称 | 元京都市立貞教小学校修繕工事 ただし、建築改修工事 |
| | 工事場所 | 京都市東山区鞆町通正面下る上堀詰町 288 番地 |
| | 契約日 | 平成 20 年 5 月 13 日 |
| | 変更契約日 | 平成 20 年 8 月 4 日 |
| | 契約金額 | 92,074,500 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| | 変更契約金額 | 101,089,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| | 元請負業者 | 株式会社昭和建設 |

○ 市営住宅の維持修繕工事に、金銭授受があった工事

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------|
| (1) | 名 称 | 向島市営住宅 5 街区 1～8 号棟 防火戸修繕工事 |
| | 工事場所 | 京都市伏見区向島二ノ丸町 151 番地 |
| | 発注日 | 平成 18 年 7 月 18 日 |
| | 契約金額 | 1,107,750 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| | 元請負業者 | 株式会社山梨組 |
| | | |
| (2) | 名 称 | 向島市営住宅 1 街区 1～6 号棟 防火戸修繕工事 |
| | 工事場所 | 京都市伏見区向島二ノ丸町 151 番地 58 |
| | 発注日 | 平成 18 年 7 月 25 日 |
| | 契約金額 | 4,443,600 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| | 元請負業者 | 株式会社勝本建設 |
| | | |
| (3)-1 | 名 称 | 向島市営住宅 8 街区 1～5 号棟 防火戸修繕工事 |
| | 工事場所 | 京都市伏見区向島丸町 4 番地 7 |
| | 発注日 | 平成 18 年 7 月 31 日 |

契 約 金 額 1,717,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
元請負業者 株式会社太田工務店

(3)-2 名 称 向島市営住宅 9 街区 1 号棟 防火戸修繕工事
工 事 場 所 京都市伏見区向島藤ノ木町 72 番地 9
発 注 日 平成 18 年 7 月 31 日
契 約 金 額 300,300 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
元請負業者 株式会社太田工務店

(3)-3 名 称 向島市営住宅 10 街区 1～2 号棟 防火戸修繕工事
工 事 場 所 京都市伏見区向島鷹場町 104 番地 8, 74 番地 11
発 注 日 平成 18 年 7 月 31 日
契 約 金 額 641,550 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
元請負業者 株式会社太田工務店